



福祉タクシーの概要と動向

目次	
1．福祉タクシーの概要	1
2．福祉タクシーの動向	3
3．利用拡大に向けて	4

1. 福祉タクシーの概要

1) 福祉タクシーの概要

「福祉タクシー」は、高齢者や障害者の外出を支援するタクシーおよび、そのサービスを指します。一般には、福祉車両（車いすや寝台を備えた車両）を使って、要介護者などを輸送するサービスが該当します。国土交通省「地域における福祉タクシー等を活用した福祉輸送のあり方調査」によると、福祉タクシーの定義は以下の通りです。

【福祉タクシーの定義】

福祉タクシーとは、道路運送法第4条の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けた福祉限定タクシー事業者が行う運送のことをいう

国土交通省自動車交通局旅客課「福祉タクシー」

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000007.html

地域における福祉タクシー等を活用した福祉輸送のあり方調査報告書

<http://www.mlit.go.jp/common/000040584.pdf>

2) 福祉輸送サービスの対象となる範囲

タクシー業界や政府においては、高齢者、障害者など手助けが必要な利用者の外出支援サービスを「福祉輸送サービス」「ケア輸送サービス」などと呼んでいます。道路運送法における「福祉輸送サービス」の基準については、2006年9月25日に国土交通省通達「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて（国自旅第169号）」において定められています。

【福祉輸送サービスの許可に当たって付される条件】

(1) 輸送する旅客の範囲

輸送する旅客の範囲は、以下の「1.～5.」に掲げる者及びその付添人に限る。

1. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
2. 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
3. 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
4. 上記「1.～3.」に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者
5. 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

- (2) 輸送に使用する事業用自動車は、以下に掲げるものに限る。
1. 道路運送法施行規則第51条の3第1項第8号に規定する福祉自動車
 2. 以下の(イ)～(ニ)のいずれかの要件を満たした者が乗務する福祉自動車以外のセダン型等の一般車両
- (イ) ケア輸送サービス従事者研修を修了していること。
(ロ) 介護福祉士の資格を有していること。
(ハ) 訪問介護員の資格を有していること。
(ニ) 居宅介護従業者の資格を有していること。
- (3) 運送の引受けを営業所において行う輸送に限る。
- (4) 輸送に使用する事業用自動車には、(別記1)による表示を行うこと。

(別記1)

福祉輸送サービスに使用する事業用自動車の表示事項及び方法は次のとおりとする。

1. 事業者の氏名、名称又は記号
2. 「福祉輸送車両」及び「限定」の文字
3. 「1.及び2.」の文字は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、事業用自動車の側面両側に外部より見やすいように表示する。

詳細については以下を参照ください。

一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)の許可等の取扱いについて
(国自旅第169号 平成18年9月25日)

<http://www.mlit.go.jp/common/000111478.pdf>

自家用有償旅客運送について

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html

3) 福祉輸送サービスに係る運賃及び料金の認可

ケア輸送サービスの運賃については、国土交通省通達「福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金について(国自旅第170号)」において定められています。本通達では、福祉輸送サービスの運賃を「ケア運賃」「介護運賃」「民間救急運賃」の3種類に設定し、それぞれについて弾力的な取り扱いを行うことを明記しています。

要は、ケア輸送サービスは介護サービスと密接に関連して提供されるものであるため、一般のタクシーのように自動認可運賃(地方運輸局が認定したタクシー運賃の上限と下限で、タクシー事業者はこの範囲内で運賃を決定)を適用せず、サービスの実態に即して弾力的に決定することができるというものです。詳細については以下を参照ください。

福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金について
(国自旅第170号 平成18年9月25日)

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/jigyoyou/jikayouyushoryokaku/fareofwel faretransport.pdf>

2. 福祉タクシーの動向

1) 福祉タクシー車両数の推移

近年の福祉タクシー車両数の推移は下表の通りです。

【福祉タクシー車両数の推移（各年度末時点）】

(単位：両)

年度末	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
寝台専用車	351	312	302	337	374	419	507	489	501
うち軽自動車	—	—	—	2	7	10	12	11	11
車椅子専用車	382	656	1,346	2,315	3,732	5,715	6,353	7,317	7,459
うち軽自動車	—	223	672	1,363	2,051	3,277	3,519	3,571	4,075
兼用車	1,317	1,371	1,628	1,922	2,065	1,762	2,222	1,889	1,953
うち軽自動車	—	—	—	192	272	74	444	99	82
回転シート等	—	—	—	—	443	608	569	819	829
うち軽自動車	—	—	—	—	38	111	120	142	142
計	2,050	2,339	3,276	4,574	6,614	8,504	9,651	10,514	10,742
うち軽自動車	—	223	672	1,557	2,368	3,472	4,095	4,329	4,310

(出所：国土交通省自動車交通局)

- (注) 1. 寝台専用車は、寝台を使用している者のみを輸送することができる車両のことをいいます。
 2. 車椅子専用車は、車椅子使用者のみを輸送することができる車両のことをいいます。
 3. 兼用車は、寝台を使用している者及び車椅子使用者のいずれをも輸送することができる車両のことをいいます。
 4. 回転シート等は、座席が回転等することにより、高齢者、障害者などが円滑に乗降することが可能な車両のことをいいます。
 5. 2001年6月より、福祉輸送限定許可の場合のみ軽自動車の使用を許可していますが、2001年度、2002年度の軽自動車については、寝台専用車、車椅子専用車、兼用車の別に集計していないため、車椅子専用車に計上しています。
 6. 本集計の車両数については、国土交通省「移動円滑化の促進に関する基本方針」の対象となる福祉タクシー車両についてのみ計上しています。

福祉タクシーの登録車両台数は順調に増加しています。2001年度からは福祉タクシーに軽自動車の利用が認められるようになったために、軽自動車の車両数が急増しています。以下では、この点も踏まえながら福祉タクシー車両数が増加している背景を紹介していきます。

2) 国土交通省の方針

国土交通省では「移動等円滑化の促進に関する基本方針（2006年12月15日告示）」において、福祉タクシーについては、「2010年度までに、約1万8000台の福祉タクシーを導入する」としています。この背景にあるのは、2006年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」です。

ただし、2008年度末（2009年3月末）時点の福祉タクシーの導入状況は1万742台（対前年度比102.2%）であり、目標には遠い状況です。

バリアフリー新法の基本方針では、2010年度までに1日当たりの平均的な利用者数が5000人以上の全ての旅客施設について、原則としてバリアフリー化を実施する等の目標を掲げていました。その中で、公共交通事業者が講ずべき措置として高齢者、身体障害者などの移動の利便性・安全性の向上促進が挙げられています。

タクシー事業者は「公共交通事業者」に当たるため、福祉タクシーの導入促進が進められています。

3 . 利用拡大に向けて

1) 福祉タクシー業者増加の背景

福祉タクシーを運行するのはタクシー事業者であり、そのほかに特別な事業免許はありません。道路運送法上、福祉タクシーは法人タクシーや個人タクシーと同じく「一般乗用旅客自動車運送事業」に分類されます。

また、介護福祉士などの専門家が運行する必要もありません。そのため、現にタクシー事業を行っている業者は、福祉車両さえ用意すれば、すぐにでも福祉タクシーを運行することができます。

2) 高まるニーズと今後

福祉タクシーの車両台数を増加させていくためには、今以上に福祉タクシーのサービスをアピールすると同時に、高齢者のニーズに確実に応えていくことが重要です。そのためには、広告などで料金や車種を紹介するだけでなく、地域に多くの車両を配置することで、高齢者のニーズに迅速に応えられる体制を構築することが不可欠といえます。こうした取り組みを通じて、福祉タクシーを「高齢者や障害者が移動する際の手ごろな手段」として定着させていくことが重要です。

3) 配車の利便性向上

高齢者や障害者が福祉タクシーを利用する際は、各タクシー事業者ごとに電話連絡して予約する必要があり、かつ予約も取りにくいなど、不便な状況が続いており、利便性を向上させるための取り組みが要望されてきました。これに応え、全国福祉輸送サービス協会と都市圏の支部では、福祉タクシーの配車予約センターを発足させています。これは高齢者や身体障害者などが、外出を希望する日の前日に予約を行い、福祉タクシーの配車を受けられるというものです。

東京福祉タクシー 総合配車センター（2006年1月～）

TEL：03-5287-5294

<http://www.go294.com/>

大阪福祉タクシー総合配車センター（2007年12月～）

TEL：06-6268-2945

<http://www.osaka-fukushi-taxi.com/>

京都市福祉タクシー共同配車センター（2009年2月～）

TEL：075-863-5523

<http://fukushi-taxi.net/>

東濃福祉輸送共同配車センター（2009年3月～）

TEL：0572-21-0666

<http://www.ob4.aitai.ne.jp/~tohnosts/>

財団法人全国福祉輸送サービス協会

TEL：03-3222-0347

<http://park16.wakwak.com/~zenfuku/>

4) 駐車禁止除外制度の改正

2006年6月より駐車監視員制度が導入され、駐車違反の取り締まり方法が大きく変わり、福祉タクシーにも同制度の影響がおよびました。例えば福祉タクシーが病院に利用者を迎えに行く場合、病院内の介助から乗車までに15～20分が必要ですが、この間に取り締まりが行われると罰金の支払い義務が発生します。業界の要望を受け、警察庁は全国の警察に通達し、2007年6月より各公安委員会が道路交通規則を改正しています。

これにより、以前は車両番号を提示して車ごとに駐車禁止除外標章が交付されていたものが、2007年8月からは個人に対する交付に変更されています。車を持たない個人も交付を受けることができるため、タクシーや本人以外が運転する車でも除外標章を使えるようになっています。

警視庁によると、民間救急車、福祉タクシーまたは福祉団体・施設及び介護サービスなどの車両で、「患者輸送車」「車いす移動車」として運輸支局の登録を受けている車両は、身体障害者などのほか、歩行が困難な高齢者や傷病者の輸送のために使用中に標章を掲出することで駐車禁止の除外対象となっています。従って、福祉タクシーも新たな除外対象となりました。

このように、利用者が福祉タクシーを利用しやすくなるような制度改正が進められており、利用者・事業者いずれの観点からも、福祉輸送の利用拡大が望まれています。

5) 福祉タクシーの類似サービス「福祉有償運送」

福祉タクシーはタクシー事業者が福祉車両を使用して行う移送サービスですが、類似のサービスが「福祉有償運送」です。

1. 福祉有償運送の許可

福祉車両を使用した移送サービスは社会的ニーズが高く、NPO法人やボランティア団体などが実施するケースが多くあります。ただし、前述した通り、福祉タクシーは法人タクシーや個人タクシーと同じく「一般乗用旅客自動車運送事業」に分類されるため、この許可を得ずに自家用車などを利用して有償で高齢者の移送を行うことなどは、いわゆる“白タク”行為として禁止されていました。

一方で、こうした規制は福祉タクシーなど社会的ニーズの高いサービスの普及の妨げになるとして、2004年4月より、「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受けていなくても、NPO法人やボランティア団体が福祉タクシーのサービスを行うことが可能となりました。“白タク”行為を禁止していたのは道路交通法第80条です。2004年4月より規制が緩和された後は、これが「福祉有償運送」となり、「80条許可」などと呼んでいました。

2. 許可制から登録制に移行（2006年10月1日より）

2006年10月1日施行の道路運送法改正により、福祉有償運送制度は許可制から登録制になりました。また、旧80条の自家用有償運送の取扱いについては、78条に整理されました。

（有償運送）

第78条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

【福祉輸送サービスに係る主な制度等の推移】

1988年12月	○一般乗用（患者等輸送限定）旅客自動車運送事業の免許等について（地自第275号通達） ・福祉輸送にかかる審査基準の明確化 ・事業区域（現：営業区域）の範囲を、地域実情により都道府県単位まで拡大可能 ほか
1998年12月	○特定非営利活動促進法（NPO法）の施行
2000年4月	○介護保険法の施行
2000年11月	○高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）の施行
2002年2月	○道路運送法の改正・需給調整規制の撤廃（免許制から許可制へ）
2003年3月	○構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて（国自旅第231号通達） ・特区地域において福祉有償運送を認める ・運営協議会の設置の明確化
2003年4月	○介護保険報酬の改正（通院等乗降介助の追加）
2004年3月	○介護輸送に係る法的取扱いについて（厚生労働省、国土交通省） ○福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて（国自旅第240号通達） ・福祉有償運送の全国展開 ・セダン車両については、セダン特区認定地域のみ可能 ○患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて（国自旅第241号） 1. 患者等輸送事業 ・営業区域の都道府県単位の明確化 ・最低車両数の緩和 2. 訪問介護事業所の訪問介護員等に係る有償運送の許可 ・訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護員等に係る自家用自動車による有償運送の許可の明確化
2006年10月	○道路運送法の改正 ・福祉有償運送等を登録制度として創設 ○福祉有償運送の登録に関する処理方針について（国自旅第143号通達） ・福祉有償運送の申請に対する処理方針の明確化 ・セダン車両を全国展開

（出所：国土交通省「地域における福祉タクシー等を活用した福祉輸送のあり方調査（2009年3月）」）

3. 福祉有償運送の登録団体数及び車両数の推移

2006年10月に福祉有償運送の登録制度が創設されて以降の、福祉有償運送の登録団体数および車両数は下表の通りです。

【福祉有償運送の登録団体数および車両数】

年月	2007年3月	2007年9月	2008年3月	2008年9月	2009年3月	2009年9月
登録団体数（団体）	2,266	2,300	2,320	2,305	2,327	2,323
車両数（台）	13,190	13,543	13,605	13,753	14,035	14,178

（出所：国土交通省自動車交通局旅客課）

上表を見ると、2007年3月の2266団体から、2008年9月の2327団体まで増加し、2009年9月には2323団体と、微減しました。車両数については、2007年3月の1万3190台から年々増加を続けており、2009年9月の1万4178台まで増加しています。

移動に制約を持つ利用者にとっては、福祉有償運送や福祉タクシーなどの福祉送迎サービスは欠かせません。そのような需要に応えるためには、福祉タクシーを運行するタクシー事業者だけでなく、行政や登録団体が一体となり、利用者のために柔軟な運用を行っていくことが大切です。

以上（2010年7月更新）